

新型コロナウイルス感染症に伴う総合支援資金の特例貸付を受け終えた方へ

特例総合支援資金の再貸付のご案内 (ホームページ掲載版)

※令和3年3月19日に国による制度変更が行われたことに伴い、再貸付の内容も変更されました。それ以前に借入申込をした方、貸付を受けた方もこの内容が適用されます。

令和3年4月12日更新

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言の延長等に伴う経済的支援策として、特例総合支援資金の再貸付(以下、「再貸付」)の申請を受け付けることとなり、**受付期間が令和3年6月末まで延長**されました。

概要は以下のとおりですので、内容をよくご確認くださいの上でお申し込みください。

なお、貸付には審査がありますので、審査結果によっては貸付できない場合があります。

再貸付申込期限: 令和3年6月30日 消印有効

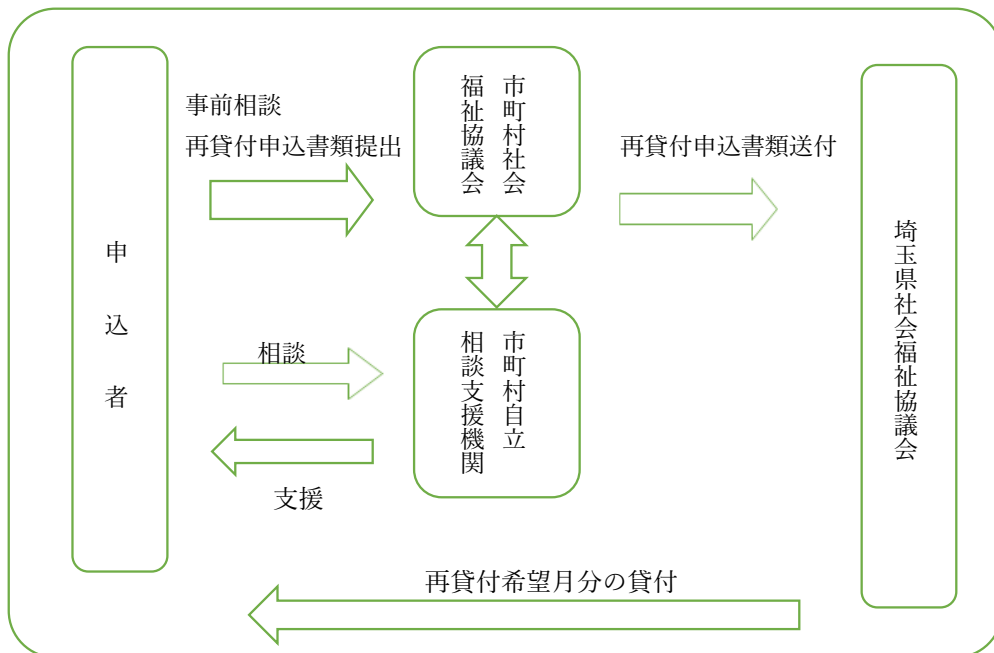
対象者	以下①②両方の要件を満たす方 ①令和3年6月末までに緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が終了している方 ※詳細は次ページの「再貸付が受けられる方の例」をご確認ください。 ②自立相談支援機関による支援を受ける方 【上記①②の要件を満たしても申込対象外となる場合の例】 ・生活保護を申請中または受給中の方 ・自己破産手続き中の方 ・埼玉県外に転居した方(転居先の都道府県社会福祉協議会にお問い合わせください)
申込先	県内の市町村社会福祉協議会へ申し込み 注1 申込書等の提出方法は各市町村社会福祉協議会(以下、「市町村社協」)によって異なるので、ご注意ください。 注2 原則として初めて総合支援資金の特例貸付申込をした市町村社協にお申し込みください。埼玉県内で転居をした方は、転居先の市町村社協にご相談ください。 注3 埼玉県社会福祉協議会に直接申込書等を送付された場合、書類を受け付けず、後日書類を返送します。 注4 申込期限を過ぎた場合、申込受付をすることが出来ませんので、ご注意ください。
申込時の必要書類	①総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書 ②総合支援資金特例貸付(再貸付)借用書 ※個別の状況により上記以外の書類の提出を求めることがあります。 ※埼玉県以外の申込書・借用書の様式を使用した申込は受付できません。
貸付上限額(月額)	単身世帯 15万円以内 二人以上の世帯 20万円以内
貸付期間	最大3か月分
据置期間	1年 ※貸付決定後3年に延長されます。詳細は、特例総合支援資金再貸付に関するQ&AのQ10をご確認ください
償還(返済)期間	10年間(120回)

再貸付が受けられる方の例

貸付月 パターン	R2.8月分	R2.9月分	R2.10月分	R2.11月分	R2.12月分	R3.1月分	R3.2月分	R3.3月分	R3.4月分	R3.5月分	R3.6月分	R3.7月分	判定
A	☆	◇	◇	◇	◆	◆	◆						○ R3.6月以前に貸し付けが終了している ※受付可能期間 3月～6月30日
B			☆	◇	◇	◇	◆	◆	◆				○ R3.6月以前に貸し付けが終了する ※受付可能期間 4月1日～6月30日
C				☆	◇	◇	◇	◆	◆	◆			○ R3.6月以前に貸し付けが終了する ※受付可能期間 5月1日～6月30日
D					☆	◇	◇	◇	◆	◆	◆		○ R3.6月に貸し付けが終了する ※受付可能期間 6月1日～6月30日
E			☆	◇	◇	◇							○ R3.6月以前に貸し付けが終了している ※受付可能期間 3月～6月30日
F						☆	◇	◇	◇				△ R3.4月中に総合延長の申込が可。総合延長の申込をしなかった場合、R3.5～6月中に再貸付の申込が可
G							☆	◇	◇	◇			△ R3.5月中に総合延長の申込が可。総合延長の申込をしなかった場合、R3.6月中に再貸付の申込が可
H								☆	◇ ※申込3月	◇	◇		× R3.3月中に総合初回を市町村社協で受付、4～6月分の貸付決定となった場合、R3.6月中に「総合延長」の申込が可
I								☆	◇ ※申込4月	◇	◇		△ R3.4月中に総合初回を市町村社協で受付、4～6月分の貸付決定となった場合、R3.6月中に「再貸付」の申込が可
J									☆	◇	◇	◇	× 貸付終了がR3.7以降のため
K							◇	◇	◇	◆	◆	◆	× 貸付終了がR3.7以降のため

※凡例：◇…特例総合初回 ◆…特例総合延長 ☆…特例緊急小口資金

＜再貸付申込の流れ（例）＞



※申込書等の提出方法は各市町村社協によって異なるので、ご注意ください。

○お問い合わせはお住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

※問い合わせが多数寄せられています。申込受付方法などは各市町村社協のホームページに掲載されていることがあるので、まずはホームページをご確認ください。

○再貸付に関する埼玉県社会福祉協議会への問い合わせ

070-4360-2110 (9:00～16:00 土日祝除く)

※こちら問い合わせが大変混み合っております。

特例総合支援資金再貸付に関するQ & A

【赤字：令和3年4月12日更新】

Q1	総合初回、総合延長の特例貸付を受けた時は2人世帯だったが、単身世帯になりました。貸付金額は総合初回、総合延長の特例貸付を受けた時と同じく、月額20万円で申し込めますか？
A1	月額20万円では申し込めません。 再貸付申込時に単身世帯であれば、申込可能上限月額は15万円です。
Q2	総合初回、総合延長の特例貸付を受けた時は単身世帯だったが、結婚したため2人世帯になったので、月額20万円で申し込めますか？
A2	申込できます。 その場合、再貸付申込書に世帯員全員の住民票を添えて申し込んでください。
Q3	総合支援資金の特例貸付を受けていますが、緊急小口資金の特例貸付は受けていません。申込できますか。
A3	まず、緊急小口資金の特例貸付を受けていただく必要があります。それでも不足する場合、併せて再貸付の申込をしてください。
Q4	特例緊急小口資金は妻が借受人、特例総合支援資金は同一世帯の夫が借受人です。どちらが再貸付の申込が出来ますか。
A4	再貸付の申込者は特例総合支援資金の借受人である夫が対象者になります。
Q5	すぐに資金が必要なので、急いで送金してほしい。
A5	人員を増員するなどの対応をしていますが、申込が殺到しており、現時点では、申込書が本会に到着してから、送金までに1か月半以上の時間がかかる見込みです。 今後の申込状況によっては、更に時間を要する可能性があります。 また、提出書類の不足・記載内容の不明事項・未記入・誤記入があった場合、再提出や確認をお願いすることが必要となり、更に時間を要することになるため、申込前に十分ご確認ください。
Q6	申込書が埼玉県社協に到着しているか確認したい。 また、貸付が受けられるかどうか、貸付金がいつ振り込まれるか教えてほしい。
A6	大変申し訳ございませんが、個別の問い合わせはお控えくださるようお願いいたします。 上記のお願いをしているところですが、個別の状況に関する問い合わせが多数あります。お急ぎ・お困りの状況であることは承知していますが、申込が殺到している中から、個別の状況を確認し、回答を行うことで、全体の審査・送金手続きの遅延につながっています。 重ねてのお願いになりますが、個別の問い合わせはお控えくださるようお願いいたします。 ※市町村社会福祉協議会への問い合わせも同様に、お控えくださるようお願い申し上げます。
Q7	再貸付の申込をしたいが県内で転居をした。手続方法は？
A7	転居先の市町村社協に、再貸付申込時に転居後の世帯全員分の住民票を添えて申込してください。

次ページに続きます

Q8	他県で特例の貸付を受けていましたが、埼玉県に転居したので、再貸付は埼玉県で申し込みしたいのですが、どうしたらよいですか？
A8	埼玉県では初めての特例貸付の申込となるので、埼玉県で特例総合支援資金の初回申込時に必要な書類と同じものを一式準備いただき、転居先の市町村社会福祉協議会に提出していただきます。(https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_22.html) 具体的な必要書類は市町村社会福祉協議会に御相談ください。なお、あくまでも再貸付としての申込になるので、総合支援資金の延長申込の対象にはなりません。
Q9	埼玉県社協から郵送で申込書などの案内が届きません。いつ頃届きますか。
A9	<p>《令和3年3月までの再貸付対象見込の方》 令和3年3月5日までに予定していた方々への発送は完了しています。なお、再貸付対象見込であり、郵便が届かない場合には、本会ホームページから借入申込書や借用書などをプリントアウトしてお申し込みしてください。</p> <p>《令和3年4月以降に再貸付対象となる見込みの方》 4月5日時点で対象と見込まれる方々への郵送を4月16日に発送予定です。 それ以降に対象見込となる方への通知は、5月中旬に改めて行う予定です。 ※郵送が届く前にお申し込みした方は行き違いですので、ご了承ください。</p> <p>他都道府県から埼玉県に転居し、埼玉県で特例総合支援資金の貸付を受けたことが無い方には、本会から再貸付のご案内が届きませんので、転居先である埼玉県内の市町村社会福祉協議会にご相談ください(申込に必要な書類は、A8参照)。</p>
Q10	総合再貸付の据置期間が12か月から36か月に延長されたとのことですが、どのようになりますか？
A10	令和3年3月19日の制度変更により、据置期間が12か月から一律で36か月に延長されました(申込時に提出いただく借用書の様式には、貸付事務手続きの迅速化を図るために、12か月と印字しています)。そのため、総合再貸付の貸付を受けた方全員に、このことに関するお知らせを夏～秋頃に送付予定です。